

平成23年9月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人の受給している障害厚生年金について、その額の改定を求める、ということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、統合失調症(以下「当該傷病」という。)による障害の状態が、厚生年金保険法施行令別表第1に掲げる程度(障害等級3級)に該当するとして、年金額改定年月日を平成〇年〇月〇日とする障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けている。

2 請求人は、当該傷病による障害の程度が増進したとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害基礎年金の支給及び障害厚生年金の額の改定を請求した(以下、この請求を単に「額改定請求」という)。

3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、額改定請求書に添付された診断書を診査した結果、請求人の当該傷病による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる程度(障害等級1級又は2級)には該当せず、なお従前の3級の程度に該当するとして、額の改定をしない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 厚生労働大臣は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を審査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度

に応じて、障害厚生年金の額を改定することができることされ、障害厚生年金の受給権者は、厚生労働大臣に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができることされている(厚生年金保険法第52条第1項及び第2項)。

2 本件の場合、障害等級3級の障害厚生年金の受給権者である請求人が、障害の程度が増進したとして障害厚生年金の額の改定を請求したのに対し、厚生労働大臣は、請求人の当該傷病による障害の程度はなお従前の障害等級3級に該当するとして、額の改定をしない旨の原処分を行い、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、額改定請求当時における請求人の当該傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、なお障害等級3級の程度にとどまっていると認められるかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「(略)」

2 上記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国年令別表は、障害等級2級の障害基礎年金及び障害厚生年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の当該傷病による障害にかかわると認められるものとしては、「精神の障害であつて、前各号と同程度(注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度)以上と認められる程度のもの」(16号)が掲げられている。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」(以下「認定基準」という。)が

定められているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるものである。

(2) 認定基準の第3第1章第8節/精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すものを2級に該当するものと認定するとされている。そして、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害（精神遅滞）」に区分し、請求人の当該傷病による障害については、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害並びに気分（感情）障害」に関する認定要領を適用するのが相当と解されるのでこれをみると、統合失調症で障害等級2級に相当すると認められるものを一部例示するとして、「統合失調症によるものにおいて、残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他もう想・幻覚等の異常体験があるため、日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられ、統合失調症は、予後不良の場合もあり、障害等級に該当すると認められるものが多いが、罹病後数年ないし十数年の経過中に症状の好転を見ることもあり、また、その反面急激に増悪し、その状態を持続することもあるので、統合失調症として認定を行うものに対しては、発病時からの療養及び症状の経過を充分考慮する、とされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める、とされている。

(3) 上記1で認定した本件障害の状態

は、現在の病状又は状態像として、抑うつ状態（憂うつ気分、不眠）、統合失調症等残遺状態（自閉、意欲の減退）が認められ、意欲の減退や不眠等陰性症状が主体で、日常生活にも支障をきたし、家族や医療従事者以外との対人関係は認められないとされ、日常生活能力の判定では、他人との意志伝達及び対人関係は自発的にはできないが援助があればできるとされているものの、適切な食事摂取、身の清潔保持、金銭管理と買物、通院と服薬（要）、身の安全保持及び危機対応は援助が必要であるが自発的に又はおおむねできる程度で、日常生活能力の程度は(3)とされているのであり、これらを総合すると、それは上記2級の例示に相当する程度に至っているとまではいえない。

(4) 以上によれば、本件障害の状態は、国年令別表に掲げる2級の程度には該当しないと認めるのが相当であり、もとよりそれより重い1級にも該当しないから、それについて、なお障害等級3級の程度であるとして請求人の額改定請求を認めなかった原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。